

令和2年7月31日

不動産鑑定士協会

だより

第24号

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤 4-1-1
浦和システムビルディング 5階

公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会
研究広報委員会

TEL 048-789-6000

FAX 048-789-6160

URL=<http://www.sfkk.or.jp>

第7回通常総会議案は原案どおり可決されました

例年、浦和ワシントンホテルで開催している会員が一堂に会する通常総会は、新型コロナウイルスの感染防止を図るため中止とさせていただき、会員各位には、書面による議案への採決をお願いしたところです。

各議案に対して定足数を超える書面表決をいただいたことから、各議案は有効に成立いたしました。

採決結果は下表のとおりであり各議案とも原案通り可決されました。皆様方の御協力に感謝申し上げます。

各議案に対する採決結果

- ◆ 正会員総数（議案書送付） 158
- ◆ 書面表決提出数 116
- ◆ 定足数は正会員数の過半数（80以上）
- ◆ 通常決議（第1号、第2号議案）の可決要件は出席（書面表決）正会員数の過半数（59以上）
- ◆ 特別決議（第3号議案）の可決要件は正会員総数の過半数（80以上）が出席し、正会員総数の3分の2以上（106以上）の多数

	賛成	反対	無効	裁決結果
第1号議案（事業報告）	101	14	1	原案通り可決
第2号議案（決算）	114	1	1	原案通り可決
第3号議案（定款改正）	115	0	1	原案通り可決

事例資料管理閲覧利用調査特別委員会報告 及びこれを受けた当協会の対応について

令和元年12月末より令和2年3月上旬まで、当協会が不完全な閲覧データを閲覧に供することにより、県内地価公示・地価調査評価員の皆様、当協会会員の皆様、他士協会の会員の皆様にご迷惑をおかけしました。これに伴い当協会は連合会から事情を説明、報告書を提出することを指示されました。

報告書の作成にあたっては、内部調査のみによっては限界があり、また説得力に欠けることから、利害関係のない当協会外部の弁護士や不動産鑑定士、当協会の執行部以外の会員を委員として選任し、「事例資料管理閲覧利用調査特別委員会」を設置しました。

同委員会には4月から7月まで調査をしていただき、令和2年7月17日付け調査報告書で事実関係・原因分析・再発防止策等の提言をいただきました。

当協会では、調査報告書の提言を踏まえ、事実関係・原因分析を総括、会員の皆様に提供する文書を作成しています。出来上がり次第、文書他を公開いたします。

令和2年地価公示幹事会からの要望書への回答について

令和2年地価公示幹事会から令和2年5月29日付けの要望書をいただきました。今後同様の事態が生じることがないように十分な総括を行って、経験を広く共有し、将来に生かすことが必要であると判断されて、4つの要望事項を掲げられました。

当協会では、上記特別委員会から調査報告書が提出されるのを待っていましたが、同報告書の再発防止策等の提言を受けて、事実関係・原因分析を総括、4つの要望事項につきまして理事会で審議し、回答文書を作成しています。出来上がり次第、要望書原文及び関連資料等を添付して回答文書を提出いたします。

通常総会議案書に対する質問への回答について

今回の通常総会議案書に対して13人の会員から御質問をいただきました。この場を活用し順次回答させていただきます。

【質問要旨】

新型コロナで相談会を中止するのではなく、WEBで対応出来ないか

【回答】

不特定多数の方を対象とする相談会等は現在も開催を見合わせていますが、士協会会議室で行う定例無料相談については、感染予防対策を講じながら再開しております。新型コロナウイルス感染に伴う宅建業者へのアンケート調査の実施も検討しており、今後の状況を見ながら引き続き県民の皆様不動産に関する情報を提供して参りたいと考えております。

【質問要旨】

士協会契約のメリットを検討して差別化を

【回 答】

当士協会は、固定資産税標準宅地の鑑定評価業務の契約にあたっては、特に次のように配慮すべきと考えます。① 士協会は会員（外を含む。）の自由公正な営業活動を一切妨害しないこと ② 委託者が士協会との契約を希望する場合に受託すること ③ ②の場合であっても、担当する不動産鑑定士の指名は委託者が行うものとし、士協会は一切関与しないこと ④ ②の場合であっても、鑑定報酬については、委託者が定めるものとし、士協会は一切関与しないこと（地点の如何、地点数を含む。） よって、士協会契約につきましては、今後もこれらに沿って対応する方針です。

【質問要旨】 1 1人の会員から同趣旨の質問

「公的評価の取引事例の取り扱いについての日本不動産鑑定士協会からの注意」について適正に対処し誠心誠意対応したとの記述があるが、会員に対し経緯や顛末、今後の対応等について説明すべきについて連合会と士協会との間で契約義務違反が生じた事実を事業報告に明記すべき。議案書2 ページ2 4～2 5 行目「現執行部としてはこれらの問題に対し、訂正に対処し誠心誠意対応しました。」を「これらの問題を、将来の指針に活かすため、今年度に検証を行います。」といった議案書の訂正について

【回 答】

第1号議案について、説明不足であったこととお詫び申し上げます。また、埼玉県内の令和2年地価公示事例の閲覧四次データの図面画像が空白となりご迷惑をお掛けしましたことも重ねてお詫び申し上げます。事例資料取り扱い等に関して、令和2年3月に調査を実施し、本年9月に予定している研修会に向け準備を進めております。図面画像が空白となった経緯、顛末等は、事例資料取り扱い等に関して調査を行うために理事会が設置した事例資料管理閲覧利用調査特別委員会の調査報告書を受けて、後日、説明いたします。なお、議案は採決結果のとおり原案通り可決されました。しかしながら、ご質問の趣旨を踏まえ、今後対応してまいりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

【質問要旨】

固定資産税評価の負担金引き下げ、半額にすべき

【回 答】

固定資産全体会議等に係る経費などを踏まえ、今後理事会にて検討します。

【質問要旨】

事例作成費の増額

【回答】

当会から事例作成者に支払う事例作成費は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「連合会」という）が当会に支払う助成金の金額に基づきます。助成金の金額は連合会から通知されますので、連合会からの通知に引き続き留意してまいります。なお、事例閲覧料は、連合会が直接、閲覧した会員から徴収しております。

【質問要旨】

埼玉県士協会は、「法人を含む鑑定業者」が主な会員なのに「埼玉県不動産鑑定士協会」と嘘をついている。定款変更の内容は、会員が個人であることを前提としているのでは

【回答】

第3号議案の定款改正案は、法令に改正があったため、改正の趣旨に合わせるために議案としたものです。改正前並びに改正後の文言は、個人の身分上に係る規定です。当協会には個人会員もいます。ご指摘のように「定款変更の内容は、(当協会の) 会員が個人であることを前提としている」とはいえないと考えます。

【質問要旨】

朝日新聞記事に関して、会員が賛同協力しているような報道についてどう対応したのか、今後、どう対応するのか。依頼者との信頼確保策は

【回答】

連合会の指導のもとに顧問弁護士にも相談して、適切に対応しています。後掲の1月7日理事会報告もあわせてご覧ください。また、当士協会は依頼者との信頼関係を損なう行為を行ったとは考えておりません。

理事会の議事報告

理事会の議題等は以下のとおりです。

■ 1月臨時理事会（1月7日開催）

【議事】

1 士協会提供の独自事例閲覧利用料・概況調書等の値上げについて

担当理事から他士協会の状況を踏まえ、当士協会会員以外の独自事例閲覧料・概況調書等の複写閲覧

手数料を千円から三千円に値上げしたいとの説明があった。審議した結果、値上げ後の額は、他士協会の額と比較しても妥当と認められるため、異論なく了承された。

また、閲覧に要する手数料改正には、「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程運用細則」第6条を改正する必要がある、審議した結果、異論なく了承された。

なお、改正の時期は、他士協会への周知を考慮して2月1日付けとすることとなった。

2 事例の地図データがみられなくなることに対する対応について

担当理事から事例の地図データについては著作権の問題をクリアするため、本士協会独自の方式により運用してきたが、令和3基準年度分から連合会のサポートがなくなり見られなくなるとの報告があった。審議した結果、業務推進委員会が幹事会を通じて各評価員の意見を聞き、その意見等を踏まえて今後の対応案を作成し、理事会に諮ることとなった。

3 固定資産鑑定評価員会議規程の改正について

担当理事から、評価員負担金に係る第4条の2第3、4項等を削除したいとの説明があった。審議した結果、異論はなく、即日改正し施行することが了承された。

4 固定資産税に係る掲載記事の誤りについて

担当理事から、朝日新聞からの2回目の質問については、当士協会顧問弁護士のリーガルチェックを受けて回答案を作成したが、今後は、連合会公的土地評価委員会からの意見を踏まえて修正案を作成、記者からの問い合わせがあった場合に対応したいとの説明があり、審議した結果、特に異論はなく了承された。

5 会員の入会について

当士協会への入会について「一般社団法人日本不動産研究所関東支社」の藤原悠介氏から入会申し出あり、入会申込書にて審査した結果、異論はなく了承された。

【報告事項等】

- 1 会員の履歴確認について
- 2 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく登録支援専門家の登録案内について

■ 2月理事会（2月21日開催）

【議事】

1 令和2年度事業計画・予算について

事務局長から各委員会から提出された令和2年度事業計画・予算を顧問税理士に確認の上協会全体の事業計画・予算として取りまとめたとの説明があった。

各委員会において、修正・変更等がある場合には次回委員会で審議・了承を得たうえで、次回理事会に諮り、最終案とすることとなった。

2 変更認定申請について

事務局長から成年後見監督人養成事業を公益目的事業として実施するために埼玉県に対し変更認定申請を行う必要があるが、申請を行う旨の理事会承認が必要となるとの説明があった。審議した結果、特に異論はなく了承された。

3 4月23日開催「総務財務委員会主催講演会」について

4月23日開催「総務財務委員会主催講演会」について資料に基づき説明があった。資料のとおり開催することし今後準備を進めることので了承された。

4 令和2・3年度関東甲信会代議員の推挙について

関東甲信会会長から、令和2・3年度関東甲信会代議員の推挙について本土協会会長あて依頼があった。案のとおり3名の本会会員を推挙することで諮ったところ、特に異論はなく了承された。

5 事務局職員の給与見直しについて

門脇理事から20年近く上げていない事務局職員の給与について、昨今の経済情勢に鑑み引き上げたいとの説明が資料に基づきあった。

他の理事から、職員の給与は固定経費であり1度上げると下げるのは困難であること、協会の財政状況を検証してから検討する必要があるのではないかと発言があり、次回理事会において公益法人に移行後の財政状況や公益目的事業会計の収支相償の状況等を勘案して検討することので了承された。

6 一般公開セミナーの講師謝金等について

齊木理事から一般公開セミナーの外部講師については25万円を謝金として支払う予定だが、「本協会研修会、講演会等の講師料支給基準」の基準を上回っており、この場合には理事会の承認を得る必要があることから議事としたとの説明があった。審議した結果、講師の経歴等を踏まえると額は妥当であり提案通り支給することので了承された。

また、現在、新型肺炎が流行の兆しを見せているが、セミナーの開催の可否については各理事が連絡を密にして検討することとなった。

7 事例の2枚目の作成への対応について

今回の地価公示から地図データが閲覧出来ない件について、連合会情報安全活用委員会委員で本土協会の黒住会員から、本年度の地価公示については、連合会から本土協会に対するシステム変更についての説明が不十分であったことから、連合会の責任で改修を行い地図データが閲覧出来るようにする。

来年度以降の対応については、本土協会役員及び公示地価等の幹事と話し合い結論を出してほしいとの話があった。

協会としては、ゼンリン地図を利用することが望ましいのではないかと結論となり、会長が各幹事の意向を確認した上で、士協会としての考えを取りまとめ連合会と話し合いを行うことので了承を得た。

【報告事項等】

- 1 会員の履歴確認について
- 2 不動産DIについて

- 3 朝日新聞アンケート対応について
- 4 MIW建築事務所の委託契約について
- 5 固定検査について

■ 3月理事会（3月19日開催）

【議事】

1 令和2（2020）年度事業計画・予算案について

諸貫理事から各委員会から修正・追加提出された令和2（2020）年度事業計画・予算を顧問税理士に確認の上、協会全体の事業計画・予算として取りまとめたとの説明があった。

審議した結果、事業計画について一部、修正・削除の上、了承された。

2 平成31・令和元（2019）年度補正予算案について

諸貫理事から、不足する5科目について増額補正予算を組みたいとの説明があった。審議した結果、特に異論はなく了承された。

3 事務局職員の給与について

門脇理事から、協会の財政状況を踏まえた上で、20年間変更のない職員の基本給について、昨今の況等を鑑み案4のとおり引き上げたいとの提案があった。審議した結果、一度、基本給を引き上げると引き下げは困難であること、今後の協会の財政状況や経済社会情勢を見通すことは困難であるとの意見が出たが、来年度以降の公益目的事業において剰余金が見込まれ、収支相償を図る上でその解消を行う必要があることなどから、基本給を引き上げることが了承された。

4 事例資料取り扱い等に関する対応（中間報告）、実態調査について

連合会に提出した「事例資料取り扱い等に関する対応（中間報告）」における実態調査が予定通り進んでいないことから、連合会へ中間報告の対応策の進捗状況や今後のスケジュール等について、再度、報告を行うこととなり、諸貫理事及び齊木理事が報告書作成担当となることが了承された。また、実態調査の内容については、上杉理事が作成した案から一部質問を削除した上で、3月28日（土）を回答期限として全会員に対し調査を行うことが了承された。

5 第3者委員会について

諸貫理事から、事例資料の取り扱いについて連合会に対し「事例資料取り扱い等に関する対応について（中間報告）」を提出したが、この中で疑義がある事項等については再調査を行うこととしている。再調査は、利害関係を有しない第3者で組織する委員会で行う必要がある。そこで、当士協会特別委員会規程に基づき第3者委員会を組織したいとの説明があった。

審議した結果、現時点では第3者委員会を立ち上げることは時期尚早であり、引き続き、その在り方、組織、メンバーについて検討することとなった。

【報告事項等】

1 協会決算分析について

- 2 変更認定申請の取りやめについて
- 3 4月23日開催「総務財務委員会主催講演会」の延期について
- 4 委員会議事録について
- 5 2枚目地図画像復旧にかかる費用負担について
- 6 事例閲覧にかかる研修会日程について

■ 3月臨時理事会（3月30日開催）

【議事】

1 特別委員会規程の改正について

諸貫理事から、事例資料管理閲覧利用調査特別委員会の設置に当たり、現在、委員等は当協会会員に限定している規定等について、「原則として」という文言を挿入して弁護士など外部人材を活用出来るように所要の改正を行いたい旨の説明があった。審議した結果、特に異論はなく了承された。

2 事例資料管理閲覧利用調査特別委員会について

諸貫理事から、事例資料の取り扱いに関して当協会執行部と関係のない方による委員会を立ち上げ調査を実施するため、特別委員会規程に基づき「事例資料管理閲覧利用調査特別委員会」を設置したいとの説明があった。

審議した結果、組織・権限・役割等について各理事からの意見を踏まえ、別添資料のとおりとすることで了承を得た。

3 経過報告について

諸貫理事から、前回理事会において「事例資料取り扱い等に関する対応について（中間報告）」に盛り込まれた実態調査の進捗が遅れていることなどから、連合会に対し経過報告を行う必要があるのではないかと、との意見を踏まえ経過報告案を作成したとの説明があった。

審議した結果、報告は理事会の承認を受けて諸貫理事（総務財務担当副会長）名で3月31日付けで行うこととしたこと。報告内容は、①実態調査の進捗を今後の予定も含め報告すること②事例資料管理閲覧利用調査特別委員会（「委員会」という。）を立ち上げ、当協会執行部と関係のない委員により事例資料の取り扱いに関して問題の所在・責任の調査すること③実態調査で会員の不適切な事例資料の取り扱いが明らかになった場合の是正指導は同委員会が中心となって行うことなどについて承認を得て、連合会に報告することとなった。

4 事務局職員給与規程の改正について

諸貫理事から、前回承認を受けた事務局職員の給与改定に関して「事務局職員給与規程」の給料表を令和2年4月1日付けで資料のとおり改正したいとの説明があった。

審議した結果、特に異論なく了承された。

【報告事項等】

- 1 事例資料の取り扱いに関する調査（中間報告）について

■ 令和2年度4月理事会（4月24日開催）

【議事】

- 1 第7回通常総会の開催方法・スケジュール等について

諸貫理事から、第7回通常総会について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮して、ワシントンホテルで会員が一堂に会する形式で行わず、各会員が議案書を確認の上、書面表決の形で実施するとともに、県・連合会への報告を含めたスケジュールを案のとおりとしたいとの説明があった。審議した結果、特に異論はなく了承された。

- 2 当協会定款第10条(会員資格の喪失関係)改正案について

諸貫理事から、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、不動産の鑑定評価に関する第16条(欠格条項)が改正され、これに合わせて連合会が所要の定款改正を6月に行う。そこで、当協会においても定款第10条の会員資格の喪失について、連合会の改正にならった改正を行いたい旨の説明があった。審議した結果、特に異論なく了承された。

- 3 特別委員会の外部委員に対する役員等日当規則の準用について

諸貫理事から、事例資料管理閲覧利用調査特別委員会に外部委員として参加する東京会南川しのぶ氏に対する日当の支払いに関して、本協会役員等日当規則を準用したいとの説明があった。

審議した結果、特に異論なく了承された。

- 4 連合会への追加経過報告について

諸貫理事から、事例カードに係る対応策について、前回、連合会に報告した後の状況を資料4のとおり追加経過報告を行いたい旨の説明があった。

審議した結果、「特別委員会の構成に変更が生じる可能性」に関する記述を削除の上、4月27日付けで連合会に提出することで了承された。

【報告事項等】

- 1 実態調査最終結果及び連合会への報告について
- 2 事例資料管理閲覧利用調査特別委員会名簿・今後のスケジュールについて
- 3 今後の事例カードの作成方法について
- 4 事例の取り扱いに関する研修会について
- 5 業務執行理事報告について

■ 令和2年度5月理事会（5月15日開催）

【議事】

1 第7回通常総会について

諸貫理事から、6月5日（金）に開催予定であった第7回通常総会について、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮してホテルに会員を集めた方式は取りやめることとし、資料にある通り原則として書面表決により議案に対する賛否を取る方式にしたいとの説明があった。

これに対し、今西顧問から、総会に出席して議案に対する賛否や意見を述べることはすべての会員の権利であり、この権利を侵害にしないよう配慮する必要があるとの意見があった。

この意見を踏まえ、書面による賛否を原則としつつ、議案に対する意見等を具体的に述べたい会員がいる場合には、6月19日（金）に開催予定の役員による書面表決結果の確認を行うための形式的な総会に参加してもらう方式を併せて採用することとなった。

議案書については、訂正等がある場合には、遅滞なく事務局に連絡することです承された。

2 理事・委員等に日当等をまとめて支払うことについて

諸貫理事から、理事・委員等に日当等について事務負担の軽減や事故防止の観点から、指定された各個人の銀行口座に何か月分かをまとめて支払う方式に変更したいとの説明があった。これに対して、案ではなるべくそな銀行を指定するようになっているが、振込手数料は各個人の負担であり、あまりそこを強調しないほうが良いのではとの意見があった。

そのため、各人への通知はこの点に留意して実施することとし了承を得た。

【報告事項等】

- 1 WEB会議の場合の日当の支給について
- 2 WEB会議運用指針・注意事項について
- 3 コンプライアンス規程について
- 4 来年（第8回）通常総会の開催日・予約について
- 5 事務局飛沫防止シートについて
- 6 委員会議事録について
- 7 地価公示における想定建物の図面作成業務委託契約の予算確保について

■ 令和2年度6月理事会（6月19日開催）

【議事】

1 事前質問回答案及び対応について

総会議案書に関連する会員からの質問が13人からあり、各委員会が作成した回答案を基に意見交換を行った。各理事から指摘等を踏まえ各委員会で最終回答案を取りまとめ「協会だより」の中で回答することです承を得た。

2 収支相償を達成するためのプランについて

諸貫理事から、当士協会は公益法人化した後、収支相償をほとんどの年度で達成しておらず、今後、県から指導が入る可能性がある。一方で、収益等事業会計と法人会計は赤字が続いており、その縮減に努める必要もある。そこで、収支相償を達成するとともに当士協会の健全な収支バランスを取るためのプランを検討する必要があるとの報告があった。今後、配布された資料等を基に、各委員会が連携して対応策を検討することとなった。

3 会員の入会について

当士協会への入会について「一般社団法人日本不動産研究所関東支社」の五十嵐正之氏及び濱田雄一氏から入会申し出あり、入会申込書にて審査した結果、異論はなく了承された。

4 役員等日当規則改正案について

諸貫理事から、WEB会議等においても日当が支給できるよう規則を改正したいとの説明があった。改正内容については異論はなかったが、条文の立て付けについて、新たに業務日当を創設するのではなく、日当の支給範囲をWEB会議の場合にも適用するなどの記載とすべきとの意見があり、内容修正については総務財務委員会に一任することで了承を得た。

5 WEB会議運用指針について

諸貫理事からWEB会議運用指針において会議への招待メールの送付者に事務局だけではなく委員長を加えるとともに、ソフトのバージョン情報の記載を削除したとこのことの報告があった。理事から特に異論はなく運用指針は了承された。

6 事例資料管理閲覧利用調査特別委員会委員の任期延長について

諸貫理事から事例資料管理閲覧利用調査特別委員会の委員について、6月末までとされている任期を令和3年3月末としたいとの報告があり、異論はなく了承された。

7 連合会の「新型コロナウイルス感染防止活動」への寄付活動について

連合会が新型コロナウイルス感染防止活動への寄付活動を行っているが、当士協会としても協力したほうが良いのではないかとこの意見があり、2016年の熊本地震の際に当士協会では会員から寄付を募り熊本県士協会に22万円強を送ったことを参考に、引き続き、検討を行うこととなった。

8 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する不動産市況アンケート調査（案）について

高橋理事から、新型コロナウイルス感染症拡大が不動産市況にどのように影響しているのかの調査を宅建協会と連携して実施したいとの提案があり、特に異論はなく了承された。

9 事例カード等の提出依頼（お願い）送付について

上杉理事から令和2年地価公示事例の図面画像が空白になってしまったことや、今後、図面作成については、連合会の提供する「2枚目ツール」を使用することとなった経緯等を追って説明することとなったことから、改めて評価員に対し事例カード等の提出依頼を文書にて行いたいとの説明があった。各理事からは特に異論はなく了承された。

10 負担金未納者対応について

風岡理事から令和3基準年度固定資産鑑定評価特別負担金の未納者が3名いるとの報告があった。未納者に対する督促を引き続き行うとともに、担当チーフ及び担当幹事に対して負担金が支払われない場合、手当が支給出来ないことを通知することで了承を得た。

11 M I W建築事務所との業務委託契約について

風岡理事から建物想定図面に係るM I W建築事務所との業務委託契約について、令和3地価公示（選定替え地点）において各分科会2地点の契約を希望する要望があったとの報告があった。他の理事から本委託契約は特定の会員の利益となっているため士協会として契約するのは疑問があるとの意見があったが、今後、納品されたデータを加工しすべての会員が活用出来るようにすることで、今年度の契約について了承を得た。

12 幹事会からの要望書への対応について

5月29日付けで会長・理事会宛てに提出された取引事例に係る幹事会からの要望書への対応について議論を行った。現在、弁護士や当協会会員以外の不動産鑑定士も加わった事例資料管理閲覧利用調査特別委員会においてこれまでの経緯や問題の所在等について調査を行っておりその結果等も踏まえて各会員に対する説明や今後の対応方針等の説明を要望書原文を添付の上「士会だより」で行うことで了承を得た。

【報告事項】

- 1 第7回通常総会議案書に対する裁決結果について
- 2 当士協会表彰規程及び会員慶弔規程に基づく表彰・祝金対象者について
- 3 来年（第8回）通常総会の開催日について
- 4 コンプライアンス規程について
- 5 秋の無料相談会の開催中止について
- 6 埼玉友好士業協議会定例会について
- 7 固定市町村・会員向け研修について
- 8 委員会議事録について

一般講演会・研修会

- 3月27日（金）に開催予定であった一般公開セミナーは、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る観点から中止とさせていただきます。

■ 今後の研修会スケジュール

9月1日（火）、2日（水）の午後（同じ内容の研修を2日間開催）

研修会名「事例資料の取り扱いに関する研修会」

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会との各種規程制度趣旨や意義、連合会と埼玉会との間で締結

された業務委託契約内容の履行等に関する研修となります。すべての会員の皆様の御参加をお願いします。

会場：埼玉教育会館201、202

※ 本研修会の動画を後日、当協会ホームページで配信し、当日参加出来なかった会員が受講出来るように対応します。詳細は、後日、REA-NET 等でお知らせします。

お知らせ

【入会】

よろしく申し上げます。



ひかわの杜かんてい

田中 泰男（たなか やすお）[業者会員]

（令和元年12月20日理事会で入会を承認）



一般財団法人日本不動産研究所関東支社

藤原 悠介（ふじわら ゆうすけ）[個人会員]

（令和2年1月7日理事会で入会を承認）



一般財団法人日本不動産研究所関東支社

五十嵐 正之（いがらし まさゆき）[個人会員]

（令和2年6月19日理事会で入会を承認）



一般財団法人日本不動産研究所関東支社

濱田 雄一（はまだ ゆういち）[個人会員]

（令和2年6月19日理事会で入会を承認）

【退会】

お世話になりました。

◆小林勇不動産鑑定事務所

小林 勇（こばやし いさむ）

- ◆吉田不動産鑑定事務所
吉田 弘志 (よしだ ひろし)
- ◆株式会社遠山総合鑑定所
遠山 誠 (とおやま まこと)
- ◆あさひ不動産鑑定
橋本 武志 (はしもと たけし)
- ◆(有)坂東不動産鑑定事務所
坂東 健男 (ばんどう たけお)
- ◆一般財団法人日本不動産研究所
勝見 一男 (かつみ かずお)
- ◆一般財団法人日本不動産研究所
小林 正矩 (こばやし まさのり)

1月～6月の行事報告

1～6月中の協会の行事等については、次のとおりでしたのでお知らせします。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1月7日(火) 臨時理事会 7日(火) 公的土地評価委員会 | <ul style="list-style-type: none"> 4月 中旬 総務財務委員会(持ち回り) 24日(金) 理事会 |
| <ul style="list-style-type: none"> 2月4日(火) 公的土地評価委員会 4日(火) さいたま市無料相談会 5日(水) 業務推進委員会 12日(水) 総務財務委員会 12日(水) 研究広報委員会 12日(水) 東松山市無料相談会 14日(金) 坂戸市無料相談会 21日(金) 理事会 21日(金) 月例無料相談会 | <ul style="list-style-type: none"> 5月1日(金) 業務推進委員会 12日(水) 総務財務委員会 15日(金) 理事会 |
| <ul style="list-style-type: none"> 3月10日(火) 総務財務委員会 11日(水) 東松山市無料相談会 13日(金) 坂戸市無料相談会 19日(木) 理事会 30日(月) 臨時理事会 | <ul style="list-style-type: none"> 6月3日(水) 業務推進委員会 9日(火) 総務財務委員会 9日(火) 研究広報委員会 9日(火) 公的土地評価委員会 19日(金) 理事会 |